

津環社高第168号
令和2年4月15日

短期入所生活介護事業所管理者 様
居宅介護支援事業所管理者 様

津山市環境福祉部
社会福祉事務所高齢介護課長

短期入所生活介護における長期利用者に対する減算の適用について

介護保険行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省より発出された「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付け）の中で、長期利用者に対する減算（自費利用などを挟み実質連続30日を越える利用者について基本報酬を減算するもの）について、適用しない取扱いが可能と明記されています。

本市では下記の事由に該当する場合にのみ、長期利用者に対する減算を適用しない取扱いといたします。

なお、本取扱いを適用する場合は、利用者が在宅に戻れない理由と他のサービス利用を検討した経過を記録してください。

記

1 短期入所生活介護における長期利用者に対する減算免除事由

(1) 新型コロナウイルス感染症に関連し、利用者が在宅に戻れずやむを得ず短期入所生活介護を継続する場合

(具体例)

- ・利用者の介護を行う者が、緊急事態宣言対象地域に居住しているため利用者の介護を行えず、それにより利用者が在宅に戻れず他のサービス利用もできない。
- ・短期入所生活介護を利用中や病院へ入院中に同居の家族が新型コロナウイルスに感染し、在宅に戻れず他のサービス利用もできない。

【問い合わせ先】

津山市環境福祉部高齢介護課
〒708-8501 岡山県津山市山北520
電話：0868-32-2070（直通）
担当：庶務・事業者班